

## 東京大学さつき会奨学金（A, B, C型）実施要項

### 1. 趣旨

東京大学基金に設置された「さつき会奨学金基金」を原資として、本学に入学を志望する優れた女子生徒等を対象として奨学生の選考を行い、本学への入学後に奨学金を支給することを目的とする。なお、本奨学金制度は、2027（令和9）年度から実施する。

#### ※ さつき会

1961（昭和36）年に、本学卒業生有志の呼びかけで設立された任意加入の同窓会で、東京大学に学生として在籍したことがある女性及び女子学生により構成される。

### 2. 採用予定者数

A型（従来型）：毎年度、若干名とする。

B型（都道府県指定口）：各都道府県につき、当該都道府県を指定して寄付された額が300万円に達するごとに1名とする。なお、実施期間は2027（令和9）年度から原則として3年間とする。

C型（家計基準撤廃口）：毎年度、若干名とする。

### 3. 応募資格

一般入試・学校推薦型入試出願予定者で、次の項目全てに該当する女子生徒等とする。

- (1) 日本の高等学校又は中等教育学校を卒業した者又は卒業見込みの者、高等専門学校 校第3学年を修了した者又は修了見込みの者（高等学校、中等教育学校及び高等専門学校を以下「高等学校等」という。）（ただし、B型は募集対象の都道府県に所在する高等学校等に限る。）
- (2) 本学学部1年生に入学予定の者で、本学に強く入学を志望する者
- (3) A型及びC型については、本学入学後に自宅外から通学せざるを得ない者（自宅から大学までの通学時間が有料特急を利用しない場合に、徒歩を除いて1時間30分以上）
- (4) A型及びB型については、大学進学において経済的支援が必要と認められる者
- (5) 成績・人物とも優秀であるとして、在籍する（在籍した）高等学校等の校長（以下「学校長」という。）が推薦する者
- (6) 採用後にさつき会が行う面談（年に1回を予定）に出席し、さつき会の活動に積極的に参加できる者

### 4. 奨学金の申請

申請者は、所定の申請書及び関係書類を添えて、学校長を通じて本学に申請する。

### 5. 支給額

月額5万円（年額60万円）

なお、他の奨学金との併用は可能とする。ただし、A型、B型又はC型の2つ以上のさつき会奨学金の重複受給は認めない。

### 6. 支給期間

学士課程における標準修業年限の期間とする。

また、A型及びB型においては、学士課程卒業後、続けて本学修士課程（専門職学位課程を含む。）に進学する場合には、当該課程の標準修業年限の期間、支給を継続することができる。

## 7. 採用候補者及び奨学生の決定

採用候補者は、東京大学さつき会奨学生募集要項に定める手続により申請した者の中から、東京大学さつき会奨学生選考委員会における審議を経て、奨学厚生担当理事（以下「理事」という。）が決定する。理事は採用候補者を決定したときは、採用候補者本人及び学校長あてに通知する。

B型については採用候補者と同時に補欠若干名を決定し、同様に通知する。採用候補者が本学の入試に合格しなかった場合は、補欠の中から補欠順位に従って次の採用候補者を決定し、同様に通知する。

また、採用候補者が本学入学後に奨学生採用手続をとることにより、奨学生に決定したものと取り扱う。

なお、奨学生の採用に当たっては、「A型又はB型」と「C型」の2区分とし、B型については採用人数のみ開示し、どの奨学生がB型であるかは特定しない。

## 8. 奨学金の支給方法

奨学金の支給は、在籍確認の上、半期ごとに奨学生名義の預金口座に送金する。

## 9. 奨学金の休止及び復活

- (1) 奨学生が休学又は1か月以上の長期欠席（ただし、海外留学等は含まない。）をする場合は、奨学金の支給を休止する。
- (2) 前項の規定により奨学金の支給を休止された者が、その事由が止んだことを証する書類を付して本学に支給の再開を願い出た場合は、奨学金の支給を再開することができる。

## 10. 奨学金の支給廃止

- (1) 奨学生が次のいずれかの事由に該当する場合は、奨学金の支給を廃止する。
  - ① 退学又は転学したとき。
  - ② 停学の処分を受けたとき。
  - ③ 学業成績が不良となったとき。
  - ④ 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (2) 前項のほか、次のいずれかの事由に該当する場合は、奨学金の支給を停止することができる。
  - ① さつき会が行う面談（年に1回を予定）に無断で欠席するなど必要な連絡を欠いたとき。
  - ② 奨学生として適当でない事実があったとき。

## 11. 奨学金の返納

奨学生が奨学金の支給休止若しくは支給廃止又は奨学生として適当でない事実があったときは、既に支給した奨学金の全部又は一部を返納させることができる。

なお、返納金は本奨学金の資金に繰り入れることとする。

## 12. 奨学金の辞退

奨学生は、本学に奨学金の辞退を申し出ることができる。

## 13. 異動の届出

奨学生は、次のいずれかの事由に該当するときは、速やかに本学に届け出なければならない。

- (1) 転学部、転学科、休学、復学、留学、退学、停学又は1か月以上の長期欠席をしようとするとき。
- (2) 住所、氏名、連絡先等その他重要な事項に変更があったとき。

附 則  
この要項は、2012（平成24）年7月24日から実施する。

附 則  
この要項は、2015（平成27）年7月31日から実施する。

附 則  
この要項は、2017（平成29）年4月1日から実施する。

附 則  
この要項は、2018（平成30）年4月1日から実施する。

附 則  
この要項は、2019（平成31）年4月1日から実施する。

附 則  
この要項は、2020（令和2）年9月1日から実施する。

附 則  
この要項は、2022（令和4）年8月30日から実施する。

附 則  
この要項は、2023（令和5）年8月1日から実施する。

附 則  
この要項は、2026（令和8）年7月1日から実施する。

【参考】

	さつき会奨学金 (従来型=A型)	都道府県指定口 (B型)	家計基準撤廃口 (C型)
家計基準	あり	あり	なし
自宅外通学要件	あり	なし	あり
募集(内定)人数	毎年度30名	都道府県ごとの寄付 額による	毎年度30名
支給期間	学部4年間(6年制 学部は6年間) 修士課程進学時はさ らに標準修業年限	学部4年間(6年制 学部は6年間) 修士課程進学時はさ らに標準修業年限	学部4年間(6年 制学部は6年間)